令和５年度 奄美大島商工会議所 中小企業人材育成事業助成金 交付要綱

　 （目的）

　　第１条　　この要項は中小企業大学校が実施する研修等の受講者に、その経費の一部を助成し中小企業の人材育成を図ることを目的とする。

　 （助成の対象）

　　第２条　　助成の対象は奄美大島商工会議所（以下「本所」という）の会員事業所に勤務する役員（事業後継者を含む）若しくはその従業員が、令和３年度中小企業大学校人吉校の主催する研修等を受講する者で、本所の会費に未納がない者とする。

　 （助成の範囲）

　　第３条　　助成金の対象経費は受講料及び旅費の一部とし、予算の範囲で助成する。

　　　２　　　受講者1人当たりの助成額は交付対象経費の総額又は25,000円のいずれか低い方とし、１事業所2人までとする。

　 （事業申請）

　　第４条　　助成を受けようとする者（以下「申請者」という）は事前に第1号様式により必要書類を添付して本所に申請するものとする。

　　　２　　　前項に規定する添付書類は次の各号に定めるものとする。

　　　　　（１）研修受講者の勤務状況及び賃金の支払状況を確認できる書類

　　　　　（２）その他会頭が必要と認める書類

　 （交付予定）

　　第５条　　本所は前条の申請受理審査後、交付予定の有無について第2号様式により申請者に通知するものとする。

　 （交付の取り消し）

　　第６条　　申請者は次のいずれかに該当するに至ったときは交付予定を取り消すものとする。

　　　　　（１）受講の取り止め又は研修が終了できなかったとき

　　　　　（２）不正な手段により交付を受けようとしたとき

　　　　　（３）その他本所が目的に反すると認めたとき

　 （交付申請及び実績報告）

　　第７条　　申請者は第5条の交付予定決定通知を受理後、第3号様式により必要書類を添付して本所に令和6年3月8日（金）までに申請するものとする。

　　　２　　　前項に規定する添付書類は次の各号に定めるものとする。

　　　　　（１）事業実績報告書及び収支精算書（別紙１）

　　 　 　（２）助成対象経費の領収書の写し

　　　 （３）研修が終了したことが証明できる書類の写し

　　　 　 （４）その他会頭が必要と認める書類

　 （確定）

　　第８条　　本所は前条の交付申請及び実績報告受理後、確定額について第4号様式により申請者に通知するものとする。

　 （精算払請求）

　　第９条　　申請者は前条の確定通知を受理後、第5号様式により本所に令和6年3月　8日（金）までに精算払請求申請をするものとする。

　 （助成金の交付）

　　第１０条　　本所は前条の精算払請求申請書受理後、速やかに助成金を交付するものとする。

　　（その他）

　　第１１条　　この要項に定めるもののほか、この助成金制度の実施について必要な事項は本所が別に定める。

　　附則

　 （実施の時期）

　　この要項は令和元年10月1日から施行する。